

陳情第186号	受理年月日	令和6年3月12日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護の通院移送費給付の改善について	
要旨	<p>生活保護の生活扶助費は、健康な人が生活するための、食・衣・光熱水などの必要を賄う費用として、最低限の金額が定められている。</p> <p>病気やけがで病院にかかるときは、その費用が病院に直接支払われるが、通院のバス代などは含まれていないので、別途申請をして、必要額の給付を受けることになる。</p> <p>ところが、担当職員にこの交通費のことを尋ねると、(交通費のかからない)近くの病院に替わりなさいと言われることがある。病院を替えろと安易に言わないでいただきたい。医師と患者の関係は重要である。特に、信頼している医師を替えられることは大きなストレスにもなり、健康を取り戻す支障になることもある。</p> <p>また、市から渡される生活保護のしおりにも通院交通費(通院移送費)のことが書かれているが、忘れていたり、説明をよく理解できていない人もいるため、生活保護利用者が病気になった時には、食事代を削って通院のバス代やタクシー代を捻出していることも見られる。今、バス代が値上がりしている。バスに1区間乗っても、往復400円を超える。これは生活保護利用者にとっては、1食分の費用を超え、3回通院すると1日分の食費を超える。通院の交通費のために食事を抜くなどすれば、栄養が取れずに、かえって健康を害する心配もある。</p> <p>生活保護利用者が通院を開始するときには、医療券を発行してもらうために、担当のケースワーカーに連絡を入れることとなっている。その際、ケースワーカーの方から、改めて交通費が必要な場合は、申請を出すようにとの助言・指導を行っていただければ、このような心配が解消されることになる。</p> <p>については、生活保護の通院移送費の取扱いについて、下記のとおり改善していただきたい。</p>	

記

- 1 通院移送費について、年1回の面談のときに、生活保護のしおりを渡して説明するだけでなく、医療券発行の際に、担当ケースワーカーから適切な助言をしていただくこと。
- 2 通院移送費の申請を希望する保護利用者に対して、極端な場合を除き、近くの病院へ替わるようになど、安易な指導を行わないよう、担当職員に対して周知徹底を図ること。